鎌倉期の小早川氏に関する若干の考察

歴史学教室 錦 織 勤

一 はじめに

小早川氏は相模国の土肥郷を本拠とする土肥氏の分流で、安芸国の沼田庄を中心に、西国に勢力を張った在地領主である。同氏は西遷武士団の典型として早くから取り上げられ、多くの優れた研究が積み重ねられてきた。。その結果、現在では「鎌倉期小早川氏の存在形態はすこぶる精明に把握されるにいたっており、基本的な問題で追加すべきことはありえないかのように見える」というような評価(2)があるほどである。確かに、大きく見ればそのような評価に誤りはない。しかし、仔細に見る時、未だ充分に検討されていない基本的な問題も幾つか残されているように思われる。

例えば、土肥実平の曽孫である茂平への譲与は誰から、どのようになされたのか、また、茂平の子の経平・忠茂等はどのような所領を譲られていたのか、などの点については、これまであまり言及されていない。さらに、経平は小早川氏一族の中ではどのような立場にあったのか、という点についても同様である。これらの諸点は、鎌倉期の小早川氏の動向を精密に跡ずけるという面で欠くべからざる問題であるのみならず、それらを究明することによって、小早川氏像に新たな一面を付け加えることができるように思う。

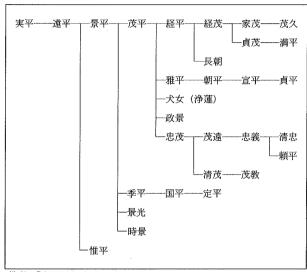
そこで本稿では、茂平・季平への所領譲与の様相、経平・忠茂系の所領の検出等の点について考察を加え、さらに、経平系の位置付けについても若干触れてみることにしたい。

二 茂平・季平への譲与

沼田庄の茂平・季平への譲与については、これまで一向に問題にされたことはなかった。おおむね、遠平から景平へ伝えられ、その後茂平・季平の間で分割譲与されたとされていて(3) その間に込み入った事情があったことを主張するものはない。しかし、その譲与の実態を仔細に検討すれば、一見して尋常ではないことに気が付く。以下、その点について詳しく述べることにしよう。

茂平・季平への譲状は残されていないので、直接知ることはできないが、文永3(1266)年4月9日「関東下知状⁽⁴⁾」――故茂平(代官重兼)と竹王丸の間の相論に対して下されたもの――に関連する記事が数多く見られる。それによれば、茂平が「建永二年四月五日御下文」によって沼田庄地頭に補任されたことは確かである⁽⁵⁾(1条)。その下文中には、「下安芸国沼田住人、補任地頭職事、任祖父遠平親父景平譲状、補任彼職」という文言があったことが知られるが、ここでやや不思議な

小早川氏略系図



備考;「小早川家系図」(本文注〔8〕参照)により作成

ことは,茂平が景平譲状だけではなく,「遠平・景平の譲状に任せ補任す」と言われていることである。通常,譲与は誰か一人の譲状があれば充分であって,二人の譲状があるというのは,むしろ不自然である。

ただこの場合,あるいは次のような可能性が考えられるかもしれない。つまり,下文では,遠平から景平という時間的経過を念頭においてこのように表現したのであって,必ずしも茂平が二人の譲りを受けたというわけでおいという可能性である。茂平は景平は遠平の譲りによって所領を相続しているわけであるから,下文の右の文言は,茂平相続の根拠を遠平まで遡って表現したものである。詳しく言えば,このように解釈するのである。しかし,事実関係をより細かく見ていくと,それ

が成り立ち難い論であることは直ちに明らかになる。

というのは、建永 2 (1207) 年の下文は景平の譲状ではなく、遠平の譲状を受けて出されていると考えられるからである。同下文に先立って、「建永元年六月廿日譲状」が存在し、それは「沼田庄惣地頭并公文検断沙汰者、以茂平定彼職畢、有何小地頭にても、上の御公事惣て庄内の沙汰者、為茂平之計可奉行、余人全不可有違乱云々」という内容のものであったことが知られる(1条)。とすれば、翌年の下文がこの譲状を受けたものであることは明瞭と言っていい。ところで、当下知状の別な箇所(11条)では、「如重兼所進遠平建永元年六月廿日譲状者、沼田庄惣地頭公文検断沙汰者、以茂平定彼職畢云々」と言われている。前出の差出人を記さない譲状と、この遠平譲状が同一のものであることは、日付の点、その内容からみて、改めて言うまでもないほどはっきりしている。そして、この部分の「遠平」が「景平」の書き誤りでないことは、第12条でも「重兼所進遠平建永元年状」とか「本仏(茂平)得遠平譲」などと言われていることから確かである。

そうなると当然、茂平は、景平ではなく遠平から、沼田庄を譲られたということになってくる。もちろん、下知状に遠平の譲状を受けて下文が出されたように記されていても、それだけで、遠平譲状のみを受けたものであるとは断言できるものではない。換言すれば、下文が遠平譲状と共に景平譲状をも受けている可能性は、前記の記事だけからでは否定しきれないのである。とはいえ、これは論理的な可能性でしかない。現実的には、普通、一人の人に対して、それも同じ所領を対象として、さらに同じ時期に、祖父と父との譲状が与えられるということはありえないことと思われる。やはり、茂平は建永元年に遠平から沼田庄を譲られ、それに基づいて翌2年に幕府の下文が出された、とするのが妥当であろう。先にも引いたが、第12条の「如重兼申者、(中略)本仏得遠平譲」という記事もこれを裏付けていると思う。

けれども、このように言うことは、景平から茂平への譲状(に類するもの)が存在しなかったことを意味するものではない。幕府の下文の「遠平景平譲状に任せ」という記事から、この譲与に景平が関与していたことは明らかである。そしてこの場合、遠平から景平への時間的経過を念頭に置いたもの、というような解釈の余地は全くない。とすれば、景平の譲状(に類するもの)もあったことはほぼ自明のことなのである。ただ、先記のごとく、それが建永元年の遠平の譲状と同時に、もしくは同じ重みを持って出されたものとは考え難い。とすればここに、茂平はなぜ景平でなく遠平から沼田庄を譲られたのか、また景平も茂平へ譲状を書いているのはなぜかという疑問が出てくる。これを第一の問題としよう。

ところで、季平の場合にも同様の事情が認められる。彼を沼田新庄地頭に任じたのは、建暦 3 (1213) 年 9 月 3 日の「御下文」であるが、それには「将軍家政所下、安芸国沼田庄内新庄、補任地頭職事、平季平、任祖父遠平并親父景平譲状、為彼職、守先例可致沙汰云々」とあった(1条)。この場合、茂平の時のように下文が遠平譲状を受けたものである、という確証はない。しかし、茂平のケースからみて、季平も景平ではなく遠平譲状によって沼田庄新庄を譲られ、また景平からの譲状も存在していたというように考えて差支えなかろう。それでは、それはなぜだったのか。これは、いわば第一の問題の亜種であるが、第二の問題としておく。

さて、第一、第二の問題の解決は後回しにして、第三の問題を指摘することにしよう。それは譲られた所領の内容に関することである。建永元年の遠平譲状には「沼田庄惣地頭并公文検断沙汰者、以茂平定彼職畢」と記され、また、建永2年の「御下文」では「下安芸国沼田庄住人、補任地頭職事」とされている(1条)。地頭に「惣」字が付くか付かないかは、まさにこの相論自体の重要な論点であったし、ここで結論が出るような問題ではないが、少なくとも、茂平が譲られたのが沼田庄全体であって、彼が後に知行していた沼田庄の本庄・同安直方(1条)だけでなかったことは確実である。ところが、6年後の建暦3年の将軍家政所下文によって、「祖父遠平親父景平譲状に任せ」て、季平が任じられたのは「安芸国沼田庄内新庄」であった(1条)。つまり、建永段階で一旦茂平に譲られている沼田庄の一部分が、今度は別人(季平)に譲られたのである。このような譲与自体は全くありえないことではないが、それが僅か6年後になされたことに、やや不自然さが感じられる。しかも、これが第一・二の点と密接な関係を持っているように思えるから尚更である。一体なぜこのような重複した譲与がなされたのか。これが第三の問題となる。

第一・二の,譲与の世代的な不整合については,素直に考えれば先ず次のような可能性が思い浮かぶ。それは景平の早世である。すなわち,景平は遠平からの譲りを受けたのち,それを茂平と季平に譲った。しかしその後,遠平の存生中に早世してしまったため,遠平が改めて二人の孫に譲状を書いた,という事情を想定するのである。この場合,実質的には遠平から茂平への譲与がなされたことになるわけであるが,一応それが父景平の意志に背いていないことを示すために,下文では「任祖父遠平親父景平譲状」と言っていると考えることになる。

しかし、この論には大きな欠陥が二つある。一つは、もし遠平存生中に景平が死去したというのなら、論理的に言えば遠平から景平への譲状は未だ発効していないのであるから、幕府が安堵の根拠とすべきは遠平譲状だけでよかったはずであり、景平譲状まで持ち出す必要はなかったと言えるのである。

ただし、当時それほど厳密に譲状の発効について認識・区別していたか否かは、私には明らかではないし、あるいは上記の、遠平から孫への譲与が景平の意思に背くものではないということを示すために、敢て法的には不必要な景平譲状まで持ち出した、という解釈が成り立つ余地もあるかも

しれない。けれども、次に述べる点はそのような余地のない事実であると思う。

それは、景平が早世したため譲状が二重になったというのでは、二人への譲与物件が重複しているのが説明できないということである。なるほど、茂平への譲与だけを取り上げるなら、景平早世で説明が付かなくはないかもしれない。しかし、そうした場合、茂平と季平への譲与は、景平の早世時にそのようになっていたことにならざるをえない。とすれば、彼が生前に茂平へ沼田庄全体を譲りながら、同時に季平へは沼田庄新庄地頭職を譲っていて、遠平もまた、景平の譲状のままに譲状を記したという不可思議なことを承認せざるをえなくなる。茂平と季平への重複した譲与が、共に「祖父遠平親父景平譲状」によってなされというのであれば――これは幕府の公文書であり、一応信用に足ると思う――、景平が生存していて両方の譲与に何らかの形で関わっていたと考えるしか説明の途はない。

この点を満足させつつ, 二重の譲状の存在をうまく説明するにはどういう事情を考えればいいのであろうか。ここで注目すべきは譲状が作成された建永元年という時と, 景平の出自である。

景平は「小早川家系図⁽⁸⁾」では、「養子、平質殿御子息一人可奉養之由、遠平以書以申入之処、尤可為神妙之由、飜彼状右大臣家被出御返事畢、仍自六歳為遠平之養子、改姓於平畢」とされている。また、『尊卑分脈』でも、景平は平賀義信の子となっていて、右肩には「小早川二郎」という注記がある。そして、彼の実兄の一人が平賀朝雅であった。

朝雅は北条時政の娘婿で、時政室牧ノ方の寵愛が深かった(『尊卑分脈』)。時政は頼家亡きあと、この朝雅を将軍位につけようとしたが、子の政子・義時等に阻まれ、時政は伊豆に追放される。同時に、京都守護として都にあった朝雅は討手をさしむけられ、殺害された。元久 2 (1205) 年閏 7月26日のことである。

さて、遠平から茂平への譲状の日付は、その11ヵ月後の建永元 (1206) 年 6 月20日となっている。 先に記した譲与の不自然さ、景平が朝雅の実弟であったことを思えば、この日付には何か深い意味 があるのではなかろうかという考えが消し難い。すなわち、次のような事情を考えてはどうかと思 うのである。

平賀朝雅が誅せられて後,遠平の脳裏には連座という懸念が強く浮かぶ⁽¹⁰⁾遠平は,景平に譲った 所領が朝雅の罪に連座して没収されるという事態を回避するために,一旦景平に譲っていた沼田庄 を,改めて孫の茂平へ譲りなおした。景平もそれを承認し,その旨の一筆を記した。そして,遠平 の譲状と景平の一筆(譲状と言えなくはない)を受けた将軍の下文は,ごく自然に「遠平・景平譲 状に任せ」という文言を記した,というようには考えられないだろうか。

この場合,先に言った遠平と景平の譲状が二重にあることに対する疑問は,自ら氷解する。前に,一人の人に対して,同一所領を,同じ時期に,祖父と父が譲与することはありえないと言ったのは,あくまでも一般的に言ってという条件の上でのことで,上記のような特殊な事情が存在する時には,充分考えられることである。

また、上のごとき事情を想定することによって、下知状に引かれている二位家和字御文=北条政子書状の言葉をより適切に理解することができるように思われる。書状は「故土肥か子共孫共に譲て有覧所とも、其ままにこそは面々に沙汰し候はめ、何事にかとかくの儀は候へき、如何にもゝゝ土肥か沙汰し置たらむま々お可沙汰之由、各にも可被仰と仰事候」というものであった。ここには、政子が遠平の意を汲んで、景平から茂平への譲りなおしが認められるように、すなわち朝雅の類が及んで故土肥実平の子孫の所領が没収されることのないように、「とかくの儀」を申したてる「面々」を説得し、幕府首脳の意思をそのようにまとめて行った様子がありありとうかがえる。尋常な譲与

であったとするならば、この政子の書状の一言一言が生きてこないのではなかろうか。

さらに、前述の、景平が少なくとも建暦 3 年の下文に先立つ譲状作成時点までは生存していたという推論が認められるなら、彼が表面から姿を消してしまったこと――茂平・季平への譲与の様子の外に、承元 3 (1209) 年に茂平が、成田栄願から成田庄内鶴丸名を譲られた時、それに加判したのは遠平であったこと(文書115,13条)。ただしこれは、単純に未だ遠平が実権を握っていたことの表れでしかないかもしれない――の説明も必要になってくるが、上記のような事情を考えうるなら、きわめてスムーズに説明できることになる。

このように考えることによって,第一の,茂平への二重の譲状の存在に関わる問題は説明可能となるが,では第二,第三の問題はどうなるのであろうか。ここでも将軍家政所下文の日付が注目に値する。建暦 3 (1213) 年 9 月 3 日の下文を遡ること 4 カ月前に,小早川氏にとってまことに重大な事件が発生していたのである。 5 月 2 日の和田合戦がそれである。この乱と小早川氏との関わりについては既に度々触れられているところである $^{(11)}$ が,不思議なことに,季平への下文と関連させて論じたものはない。

和田合戦には、遠平の嫡子惟平が和田義盛方として参加している。彼は乱後捕えられたが、刎首されたのは5ヵ月ほど後の閏9月19日のことであった(こっこで注目すべきは、季平が新庄地頭に補任されたのが、それに先立つ1ヵ月前の9月3日だったことである。つまり、季平への譲与安堵は惟平処刑の直前になされているのである。僅か7年以前の建永元(1206)年に茂平へ譲った、沼田庄の内の新庄を季平に譲り直すということには、何か尋常ではないものが感じられるから、確証はないが、遠平から季平への譲与はこの乱を契機としたものと考えることはできないだろうかと思う。そして、遠平が乱後まもなく、このような譲与を敢てしたとなれば、そこに何か特別な政治的な意味があったと考えるのは当然である。

ほとんど自明のこととも思われる惟平の処置に関しても、「為囚人、送数月間、貽其恃之処、終以如此云々」と言われており、「30 その間に相当の曲折があったことが想像される。遠平の幕府内で占める位置と関係して、小早川氏の処遇に関しては容易に決定し難いところがあったことは確かであろう。遠平としてもその行方は見定め難かったと思われる。とすれば、この時期における季平への譲与は、あるいは、遠平が乱後の幕府という炉の中へ投げ込んだテスト・ピースではなかったか、という推測も可能になるのではなかろうか。彼は、惟平の類が景平系にまで及ばないことの証となるように、7年前に茂平へ譲っていた沼田庄の内の新庄を季平に譲り直し、その安堵を幕府に求めたように思われるのである。

このように考えることが許されるのなら、先の第二、第三の問題にも答が出てくる。すなわち、遠平は先のような事情で、景平系の誰かに所領を譲与する必要が生じた。そこで選ばれたのが景平次男の季平である。彼には沼田新庄を譲ることになった。それについては、表面に出ないようになっていたとはいえ、景平の同意も必要であった。そこで、幕府へは遠平の譲状と、景平のそれに同意する旨の一筆を添えて安堵を申請した。当然、将軍家政所下文でも「任祖父遠平并親父景平譲状」せて補任する、という表現になってくる。これが第二の問題に対する解答である。

第三の問題については次のように考えたい。5月の乱発生から、9月の安堵までの4ヵ月の間に、急に思い立ってなされた譲与なのであるし、その間には惟平の処罰問題などもあったから、きわめて切迫した状況の中でのことと推測される。このように、倉皇としてなされた譲与であったため、さしあたり譲られる所領がどこであるかはあまり問題にならなかった。最も重要だったのは譲与の事実とそれに対する幕府の安堵の獲得であったように思える。そのため、茂平のものとなっていた

·沼田庄の内の新庄が譲られることになったのであろう。それが、後のものの目からすると、理解に苦しむ錯雑とした譲与と見えるのではなかろうか。

遠平の意図した通りに幕府の返事が返って来た。しかし、小早川氏が後に払わなければならなかった犠牲は決して小さくはなかった。外ならぬこの文永3年頃の茂平と竹王丸との相論はその付けなのである。建永2年の茂平への下文では「下……沼田庄住人、補任地頭職」となっていた。その後、建暦3年には、おそらく何の断り――茂平への譲状の書き直し等の手続――もなく季平へ沼田新庄が譲られたのであろう。両者の権利に相重なるところがあったのは当然であった。季平の代は、このような譲与の背景・事情がわかっているからまだよかったのであろうが、それが忘れ去られた竹王丸の代になると、もはや裁判で決着をつけるしかなくなったのではなかろうか。とすれば、従来庶子家の独立化を示す好個の史料として利用されてきたこの関東下知状も、実は無条件にそのようなものとして使用することには、問題が無くもないということになる。なお念のために申し添えるなら、もちろん筆者も鎌倉中期以降の庶家独立化傾向自体を否定するものではないし、この相論の背景にもそのような事情が存在しなかったと主張するつもりはない。ただ、それと共に、あるいはそれ以上に、譲与時の混乱も見てとる必要があるということを言いたいのである。

以上,本章では,鎌倉前期における小早川氏を襲った二つの事件と,遠平・景平から茂平・季平への譲与の混乱とが密接な関係を有していたことについて論じた。これまでは,平賀朝雅の変と茂平への譲与との関係については,言及したものはなかった。また,惟平の和田合戦への参加が土肥(小早川)氏に与えた衝撃についても,惟平系への影響についてだけ論じられていたに過ぎない。景平(系)については,むしろ,和田合戦以後脚光を浴びるとされており。。 つの系統に負わされた負の側面については,全く気付かれていなかったと言ってよい。

けれども、景平系の負の側面を見なければ、この系統の行動には理解しにくいことが数多くある。例えば、茂平が早くから京都に活躍の場を移していたこと(15)は、幕府草創の大功臣である実平の曽孫としては、不可思議な選択と言えなくはないように思われる。それも本章で論じたように解釈すれば、さほど無理なく説明できるようになるのではなかろうか。また、茂平が承久の乱後、沼田庄に隣接する都宇・竹原庄地頭職を獲得するために、かなり強引な方法をとっていること(16)も、たやすく説明できるようになるのではないかと思っている。すなわち、平賀朝雅の変と、承久の乱に先立つ8年以前の和田合戦によって、大きなダメージを受けた茂平は失地回復の機会をうかがっていた。そこへ承久の乱が起きた。チャンス到来と茂平は、隣接の都宇・竹原庄の公文等を語らって、ほとんど無理やり地頭職を手に入れたとすることが可能ではないかと考えているのである。

三 茂平から子孫への譲与

1

本章では、第二の問題である、茂平から孫への譲与について考察することにしたい。これに関しては、四男政景系を除いて、まとまった史料は残されていない。長子経平系は南北朝初期に没落し(後述)、五男忠茂系も主流は南北朝初期に後醍醐天皇方として従軍していたことが明らかであるから、177 恐らく、この頃に没落していったと思われる。これらの系統の文書が残らなかったのは当然であった。

三男の雅平系の文書については,室町初期の持平と凞平との家督争い(18)の中で,持平側に留まり,

最終的に則平所領を譲り受けた熈平方に渡らなかったため、現在に伝わらなかったようである。雅平系の所領関係文書の中で、現存する最も古いものは、応永21 (1414) 年 4 月12日「小早川常嘉 (則平)譲状案写」(証文53)なのである。従って、それ以前の譲与・知行のありかたについては、他の系統に残された文書等――例えば、季平子孫と茂平の相論の過程で、季平系に残されたようなもの⁽¹⁹⁾――によって判断するしかなかったことは、前章での論述からも了解されるところであろう。

このような史料の残存状況によってか、茂平子孫への譲与については未だ明らかにされていないところも多々あるように思われる。ところで、これまでの研究で指摘されているのは次のような諸点である。⁽²⁰⁾

- (イ) 長男経平は沼田本庄内船木郷を譲得し、船木家を分立させた。
- (ロ) 雅平は三男であるが、嫡子として沼田本庄の主要部分を譲り受けた。
- (ハ) 浄蓮は沼田本庄内の梨子羽郷を(一期の間)譲与された。
- (二) 政景は都宇・竹原庄, 讃岐国与田郷等を譲り受けた。
- は) 忠茂は所在不明ながら, 赤川の地を譲られた。

このうち、(v)、(二)については信頼性のある史料から導かれる結論であるし、(ロ)についても様々な 徴憑によって確かめることができる。しかし、(イ)と(対については、正すべき点や付け加えるべき点 が残されていると思う。

先ず,経平への譲与について考えてみることにしたい。問題は、彼が船木郷以外に所領を譲られていなかったのかという点にある。勿論これまでの論でも、船木郷以外にはどこも譲られなかったと結論ずけられているわけではない。経平が譲られたのはどこか、という問題の立て方がされているわけではないから、ほぼ間違いなく譲与を受けたと言えるのは船木郷のみ、ということでしかないと思われる。しかし、ここではより積極的に、経平が譲られたのはどこであったか、船木郷以外に譲られた可能性がある所はないのか、というように間を発してみたい。

これまで経平が譲りを得た所領として船木郷が挙げられていたのは、次掲の諸史料に基づいた推論であると思われる。

- (あ) 「沼田小早川家系図(21)」の経平に「舟木」と注記がある。
- (い) 建武3 (1336) 年正月2日「源朝臣某下文案」(文書56) で小早川中務入道道円の伯耆国富田 庄内天万郷一分地頭職,安芸国沼田庄舟木郷内地頭職の領掌が認められている。但し、これには 「コノ下文案ハ、次号文書ヨリシテ足利尊氏ノモノノ如キモ、ソノ様式ヲ異ニセリ、姑ク疑ヲ 残ス」との注記がある。
- (う) 観応元年(1350) 8月17日「伯耆富田庄内天満郷一分地頭職諸役免除御教書案写」(証文444) に小早川中務入道道円の天満郷一分地頭職を安堵する旨の文言がある。
- (え) 文和3 (1354) 年12月29日「足利義詮御判御教書写」(証文26) で、小早川貞平に対して、勲功の賞として小早川彦太郎家宣跡が預置かれている。この文書には、表題の文書を記した後に裏ニ

舟木郷御下文案

小早川彦太郎家宣所領安芸国沼田庄内船木郷二分方当知行候 伯耆国天満郷,

同国西庄,是者不知行,

という記事がある。

(お) 至徳 3 (1386) 年10月29日「足利義満安堵御判御教書案写」(証文538) では、小早川春貞の

伯耆国天万郷一分等の知行が安堵されている。

先ず、(い)は余り信用できないものではあるが、(う)の記事によって、道円の天満郷一分地頭職知行自体は事実と認められるから、その内容については一応事実としてよいと思われる。また、(え)の裏文書は形式も整わず、信頼性に乏しいものというべきものかもしれない。しかし、表文書は信用できるものであるし、心覚えに小早川家宣跡についてのメモを記したものと見れば、頭から否定する必要はないのではなかろうか。さらに、(お)によれば天満郷は、その後も系譜不明ながら春貞という小早川一族の知行下にあったことが明らかであるから、道円系から貞平への移転はありえないことではない。以上、上の5つの史料は、形式的にはともかく、内容的にはほぼ信頼に堪えうるものと判断されることについて述べた。

さて、道円は「小早川家系図」によれば経平の孫貞茂の法名である。家宣という名は右の系図には見えないが、右系図が南北朝のごく初期に作成されたものであること⁽²²⁾を思えば、彼の実在を否定するものではない⁽²³⁾とすれば、伯耆国天満郷については、貞茂――家宣――貞平――春貞という伝領の流れ(あるいは途中に脱あるか)を想定して差支えないのではなかろうか。そして、天満郷とセットになって出てくる沼田庄船木郷についても、同じような流れを考えることが可能ではないかと思う。

もしこの点が認められるならば、船木郷は小早川氏の当初からの所領であったのであるから、それが経平から(経茂を経て)貞茂に伝えられたものであることはほぼ間違いないことになる。これまでの、経平が船木郷を譲られていたという論もこのように考えての結論であると推測される。とすれば、船木郷とセットで譲与されていた伯耆国天満郷一分地頭職も、経平から伝えられた可能性がありはしないだろうか。これには確証はないが、政景が讃岐国与田郷を譲られ(文書52)、忠茂が伊予国高市郷地頭職を得ている(後述)ように、茂平の他の子息は沼田庄、都宇・竹原庄などの外にも西国所領を譲られていることから類推すれば、かなり確率の高い推測たりうるのではないかと思っている。

さて、屢述のように、経平は沼田本庄内の船木郷、伯耆国天満郷を譲与されていた可能性が高いのであるが、では、その外には所領を譲られていなかったのであろうか。この点については確かなことは言えないが、第一に、彼および彼の子孫の活動の場が、終始関東にあったこと、第二に、季平が相模国の成田庄内の北成田郷と沼田新庄を譲られ(文書115)、景光も成田庄内飯泉郷を譲られていること(24)から見れば、茂平が沼田本庄だけしか譲得していないとは考え難いこと、第三に、けれどもその茂平の東国所領の行方は定かではないこと、などを合わせ考えれば、経平がその行方のはっきりしない茂平の東国所領を受け継いだとすることには、さして無理はないと思われる。

ここで上記の、経平系の人々が関東で活躍していたということについて記そう。茂平宛の仁治元 (1240) 年閏10月18日「安芸国巡検使平盛綱書状写」(証文 6) に、「太郎兵衛殿には、常申承候、雖為遼遠之堺、奉憑候也、可有御同心候」とある。これは遼遠の堺にいる茂平に対して、頼みにしていること、同心して欲しいことを述べ、それに関連して、茂平長男の太郎兵衛(経平)とは常に連絡を取り合っていることを記したものである。ここからうかがえるのは、経平が盛綱の近辺に住まいをしていること、経平と茂平は遠く離れていたことなどである。

それでは盛綱はこの当時どこにいたのか。仁治元年7月9日には鎌倉在住の明証があるし(『吾妻鏡』同日条),同じく『吾妻鏡』仁治2年4月16日条にも泰時への書状を取り継いだという記事があるから,この頃も鎌倉にいたと考えてよかろう。とすれば,仁治元年閏10月段階でも彼が鎌倉にいたことはほぼ確かであると思う。

他方,茂平は早くから在京人として出仕していたことが明らかにされている。²⁵⁾ その上限は,史料上からは『黄葉記』宝治元年(1247)5月9日条である。従って,仁治元年にはどうであったかということは知りえないが,盛綱の鎌倉在住がほぼ確かであるとすれば,遼遠の堺とは京都であったと見て間違いなかろう。

以上、様々な点から見て、経平の仁治元年段階での東国居住は確かである。

また、文永3 (1266) 年4月9日「関東下知状」(文書115) の第13条に次のような記事がある。 相模国成田庄北成田郷鶴丸名事、竹王丸申云、(中略)鶴丸名田屋敷者、本主成田五郎入道栄願、 建保三年避与季平之間、知行四十余年(条)、(中略)而本仏子息太郎左衛門尉経平、正嘉二年始可 進退当名之由称之、奪取所当米、致狼籍畢

これは、経平が正嘉2年(1258)に鶴丸名を進退すべしと称して濫妨を働いたことを伝えているが、ここから、彼がこの頃東国にいたことと共にさらに重要なこともうかがえる。

正嘉2年という年は、茂平の子息達にとって大事な年となった。恐らく死期の近いことを感じたのであろう、茂平は自分の所領の分配を行なっているのである。正嘉2年7月19日付けの譲状の正文が1通(政景宛)残っているし(文書52)、茂平から妻の浄仏宛の同日付けの譲状があったことが、後の相論文書の中に記されている(正応2(1289)閏10月9日「関東下知状写」、証文573)。経平も何の根拠もなく濫妨を働いたとも思えないし、右記の諸点を考え合わせれば、彼にも茂平の同日付の譲状があって、それを根拠に鶴丸名に入っていったというようにも考えられなくはない(この点後述)。

経平子息長朝については、欠年月日(弘安8(1285)年11月)「足達泰盛乱自害者注文⁽²⁶⁾」が重要である。これには、「弘安八年十一月十七日於鎌倉合戦人々自害」の一人として「小早川三郎左衛門尉」が記されている。編者は「信平カ」と傍注を付されているが、「小早川家系図」の経平子息長朝に「奥州禅門合戦之時、不慮被誅畢」と注記があることからすれば、信平ではなく長朝とするのが妥当であろう。これによって、彼も東国に居住していたことが明らかになる。

さらに、右の系図の満平(貞茂子,経平曽孫)への注には「建武合戦之時於相模河打死」とある。 建武は元弘を訂正して書かれているから、恐らくこれは北条氏の滅亡の際に、(彼がいずれの方であったかは不明だが) 討死したものと思われる。彼も東国に居住していたことは、ほぼ間違いなかろう。

上記のごとく,経平系の人々は東国に住み続けた。それは,他の茂平子孫が多くは京都か沼田庄 に移住していた¹²⁷のとは,際立った違いを示している。では一体なぜ東国に居住し続けたのか。それについて,主として,彼等の所領の中心が東国に在ったため,そう考えることはできないだろうか。確たる証拠はなにもないが,外に理由は見当らないし,常識的に言って,そのように考えるしかないように思われる。

しかも重要なことは、先に示唆したように、茂平の相続した東国所領はほとんど全て経平が受け継いだ可能性が高いことである。すなわち、政景は鎌倉米町在家一宇跡以外には東国に所領はないし(文書52)、雅平も後の譲状から推測されるところからは同様であった。⁽²⁸⁾ 忠茂系については、少なくともこの系統が東国所領を保持していたという証拠はない、という以上には明らかでなく、この点に若干の不確かさは残るものの、諸般の事情を考え合わせると、茂平の東国所領は経平がほとんど継承したと見て大過ないように思われる。

経平の所領の中心は東国にあったと考えることにしたいが、では、それはどこだったのか。早川 庄はどうであろうか。早川庄が土肥氏の手を離れたという確たる証拠はない。土肥郷が惟平の斬首 された和田合戦にも没収されず、土肥氏の元に残ったことを思えば、あるいは早川庄も同様であった可能性もなくはない。しかし、ここに難点が一つある。というのは、史料上はっきりしているものとしては宝治 2 (1248) 年正月 8 日以降、工藤氏の庶家の中に早川氏を名乗るものがいるのである。これは一般的に言えば、早川庄が小早川氏の手から没収されて、工藤氏のものとなり、それを譲り受けた家が早川を苗字をしたという解釈が最も自然な事象と思う。従って、経平が早川庄を譲られた可能性も全くないわけではないが、難点が大きすぎる。

それではどこを譲られていたのか。一つは成田庄が挙げられるのではなかろうか。前述したように、彼が正嘉2年に季平の北成田庄に押妨をなしたのは、彼も成田庄内に所領を得ていて、その境界にはっきりしないところでもあって――あるいはそこも沼田庄と同じく茂平、季平への譲状が二重に記されていたのかもしれない――、彼が自らの領有権を主張していたのかもしれない。しかし、これ以上のことはわからない。ともかく、彼が主として東国に所領を得ていたことはほぼ間違いないし、その所領に成田庄が含まれていた可能性は大きいと思われる。

2

本項では忠茂系の所領について考えることにしたい。遠廻りになるが,先ず正和 3 (1314) 年 7 月21日「六波羅御教書写」(証文14),元応元 (1319) 年閏 7 月25日「六波羅御教書写」(証文15)に注目したい。この 2 通は共に,海賊を搦取ったことを抽賞したものである。宛名はいずれも「小早川美作民部大夫殿」となっている。では,この美作民部大夫とは,誰の呼び名なのであろうか。大日本古文書の編者は,これを朝平とする。そして,それについて,これまでは何らの疑問も挾まれなかった。 $^{(30)}$

この大日本古文書の編者の見解は、おそらく「沼田系図」の朝平への注記に基づいたものと推察される。すなわち、注記には「小早川 美作民部大夫 太郎 左衛門尉 美作民部丞」、「元弘三年七月十九日 賜安芸国沼田庄内小坂郷 同国野義郷 伊予国高市郷、正和元応頃有搦取海賊人等事賞状 詳家譜 故略之」と記されているのである。しかし、別稿⁽³¹⁾で詳しく述べたように、同系図は明らかに誤った記事が多々認められる。南北朝初期に作成されたことが確かで、かつその記事も他の文書とよく符合する「小早川家系図」に比べれば、信頼性に乏しいと言わざるをえない。

断るまでもなかろうが、美作民部大夫という呼び名の美作とは、普通父の官名(例えば美作守等)によっている。そして民部というのは、本人が民部卿、民部丞等の職に任官していること、さらに大夫は位階が五位(大夫)であることを意味している(32)が、しかし、信頼性の高い「小早川家系図」によれば、朝平の父雅平はただ「三郎」と注記されているのみである。また『勘仲記』の弘安頃の記事によれば、彼は「小早川美作三郎平雅平」とか「小早川美作三郎」とだけ呼ばれていて(33)ここでも彼が美作守等であったことは確認できない。その上に、朝平本人も同系図では「左衛門尉」と記されているだけで、民部大夫であったという証拠はない。これらのことからすれば、朝平をこの美作民部大夫に当てるには無理が多すぎると言えよう。

それでは、正和3年7月21日当時の美作民部大夫は、誰に比定すべきであろうか。先ず、「小早川家系図」等で美作守等であったことが知られるのは、茂平、忠茂、清茂の3人である。また、民部という官名を有していたのは、茂遠、頼平の2人である。茂遠は同系図によれば「民部大夫」であったし、頼平も同系図では同様であった。

呼び名の出来方からすれば、父が美作守で、本人が民部大夫であった茂遠しか、当てはまる人物

はいないと言ってよい。しかも頼平の場合,文書上から見れば,正和3年段階で民部大夫であった可能性は薄い。というのは,頼平は元弘3(1333)年5月22日「小早川頼平寄進状⁽³⁴⁾」では「民部丞頼平」と署名しているからである。この当時の官職にどの程度官位相当の考えが残っていたかについては,私には定かでないが,一つの目安として言えば,民部大丞は正六位下,少丞は従六位上相当である。従って,正和の段階で民部大夫と呼ばれていたものが,元弘の頃に民部丞と呼ばれるようになるということは,逆行の感を拭い難い。また,佐藤進一氏が例示されている大見行定の場合も,式部丞から式部大夫へと移っている。(35) これも,上の推測の傍証となるのではなかろうか。既述の諸点を総合すれば,茂遠とするのが妥当であるように思われる。

ここで、伊予国高市郷の代官が海賊人を搦め渡したことに対して、小早川茂遠が抽賞されているのはなぜかという点に触れておきたい。この場合、高市郷の代官が茂遠の代官であったためというのが最も自然な解釈であろう(36) 茂遠が伊予国の高市郷地頭であったとすれば、彼が抽賞されたのもうなずけるところである。以上、茂遠が高市郷を知行していたことだけを確認して先へ進むことにしよう。

さて、これに関連して、注目すべき史料に元弘3年7月19日「後醍醐天皇論旨」(文書2)がある。その宛名は「小早川美作民部丞」であるが、これは誰を指しているのであろうか。大日本古文書の編者はこれも朝平としているが、それが当らないことについては、先に述べたところから明らかである。それでは、前の議論のように、この美作民部丞も茂遠として差支えないのであろうか。

ここで注意が必要なのは、呼び名が美作民部大夫ではなく、美作民部丞であることである。丞と 大夫との関係については前述した。そこで記したように、大夫が丞に先行することは、普通考え難 い。従って、この美作民部丞は茂遠ではなかった可能性が強い。

前記のように、この当時民部丞だったことが確認できるのは頼平しかいない。が、頼平を当てることには多少の問題がある。彼の父は忠義であるが、忠義は「小早川家系図」では「孫五郎」とだけ記されていて、官名はなかったように思えるのである。少なくとも、忠義が美作守等であったという証拠はない。従って、頼平を美作民部丞とすることには、少なからぬ疑問が残ると言わざるをえない。けれども、烏帽子親の官名を付することもあるようであるから(37) 一応実父が美作の官名を持たなかった可能性が強いことはさておいて、頼平を当てることにしたい。後述の所領の伝領関係からいっても矛盾はない。

さて、元弘3年の後醍醐天皇綸旨では、美作民部丞の沼田庄内小坂郷、同国野義郷、伊予国高市郷の領知が認められている。では、この3カ所の所領と、頼平との関係は如何であろうか。綸旨自体には、新恩の給与か本領安堵かについて何の注釈も付いていないが、このような文面のものは、多くは本領安堵のためのものと思う。また、個々の所領について見てみると、これが本領安堵であったことがはっきりする。

先ず、伊予国の高市郷は、先述したように茂遠が地頭であった確率が高い。従って、それが茂遠孫頼平に伝えられたとするのには無理はない。次に小坂郷について考えてみよう。当郷に関する史料としては、これ以前には正応2 (1289) 年閏10月9日「関東下知状写」(証文573) があるだけである。これは藤井経継と弟茂久・姉大中臣氏との間で、母(茂平娘松弥) の遺領をめぐって相論が起こった際に、幕府から下された裁許状である。その第一条に次のように記されている。

一, 安芸国沼田庄内吉野屋敷八町門田, 真良, 佐木島, 須並浦事

右,訴陣之趣子細雖多,所詮,件所々者,経継等外祖父小早川美作入道本仏所領也,而正嘉二年七月十九日,讓与後家尼浄仏畢,加状者,浄仏一期之後者,可讓女子字松弥,若松弥無所

生子令先亡者,於真良村者,可讓与経平息男経茂也,吉野屋敷八町門田者,為松弥母之計,可讓与有忠之輩,於小坂村者,可讓忠茂子息福寿丸也,其子孫不断絶者勿論也云々者,彼所々者,後家尼净仏一期之後者,^{縫繼等}可相伝之由,所見也,女子縦先立母雖令死去,彼子息等可伝領之処,浄仏為一期領主,除経継令分譲之条,甚非正儀,然則為未処分,可被配分得分之親等矣

この記事からは、小坂村等が正嘉 2 (1258) 年 7 月19日の譲状で、茂平から妻の尼浄仏へ譲られたこと、および、譲状には当面の問題に関して次のような付記があったことが知られる。第一に、浄仏一期の後は娘の松弥に譲るべきこと、第二に、松弥が子無くして死去した場合には、小坂村は忠茂子息福寿丸に譲られるべきこと、がそれである。

引用部分から、結局、松弥は少なくとも3人の子を生んでから死んだことは明白である。とすれば、小坂村は松弥の子供等によって相続されたとするのが当然ではあろうが、そうでもなさそうな様子も見える。というのは、藤井兄弟の相論に対して、「可被配分得分之親等」と裁定されているのは、事書に見える沼田庄内吉野屋敷八町門田・真良・佐木島・須並浦だけであったはずである。相論の内容からみて、ここに挙げられているのが、松弥子供等が知行すべき所領の全貌であることはまず動かないと思われる。第一条に小坂村の処置について記されているのは、正嘉2年の譲状の記載をそのまま引用したためであって、決して当村が藤井兄弟の間で相論の対象になっていたことを示すものではない。むしろここで重要なのは、事書に小坂村が見えないことのほうである。私は、この一点によって、小坂村が藤井氏の手を離れていたことを推測するものである。

それでは、ここに記されていない小坂村はどうしたのであろうか。詳しい事情は知りえないが、 小坂村だけは、茂平の遺言にもかかわらず、忠茂子息福寿丸が相続してしまったのではなかろうか。 元弘3年の綸旨の存在をからめて判断すれば、このように考えてまず間違いないと思う。

以上のところから、元弘3年に綸旨によって領知が認められたのは、頼平の本領であったことが明らかになったと思う。次に、それがいつまで遡るのかという点については、野義郷については不明であるが、小坂村は福寿丸(恐らく茂遠)まで、高市郷も茂遠までは遡れる。小坂村は茂平・浄仏から茂遠に渡ったことはほぼ間違いない。高市郷については確かな証拠はないが、忠茂から茂遠へ譲られたものである可能性が高いと思う。

これまでの考証によって、忠茂系は少なくとも小坂郷、高市郷を茂平から相続した可能性が高いことが明らかになったものと思う。また、野義郷についてもその可能性は否定できない。なお、これまでは、忠茂は所在不明の「赤川」を譲られたとされていたが、それは恐らく『萩藩閥閲録』巻32「赤川勘解由」の系譜書によった類推であると思われる。しかし、この系譜の記事には矛盾が多く到底信頼できないものである。380 従って、彼が「赤川」の地を譲られたとすることには余り根拠はないと言わざるをえない。

四 むすびにかえて

本稿では、遠平から茂平・季平への譲与、茂平から経平・忠茂への譲与について考察を進めてきた。その結果、茂平・季平への譲与は、それぞれ平賀朝雅の変および和田合戦を契機としてなされたこと、また経平・忠茂共に、これまで指摘されていた以外の所領をいくつか相続していたことなどが、ほぼ明らかになったのではないかと思う。そして、これらの点からは、景平系の小早川氏が、鎌倉初期に従来想像されていた以上に大きな政治的打撃を蒙っていたこと、しかし、それにもかか

わらずなお膨大な所領を保持していたことが容易に推測できる。さらにそこから,実平・遠平の獲得した所領の,考えられていた以上に広大であったことに思い至るのである。

また、経平が主として東国に所領を得ていたことからは、これまで不明瞭であった彼の小早川氏の中での位置付けについても、一定の照射が可能となるように思う。小早川家系図では茂平三男の雅平に「為嫡子」と注記が付してあり、一見経平と茂平とが不和ででもあったかのように見えなくもない。これまで船木郷を譲られていただけと考えられていたことも、そのような印象を助長しうるものであったと思う。しかし、この点に関連して、彼が正嘉 2 (1258) 年に最晩年の茂平から譲状を与えられていたと推測されること、しかも本質の地である東国の所領のほとんどを、譲り受けていたと考えられることは重要である。また、仁治元 (1240) 年の平盛綱書状にも、経平と茂平との間が不仲であったような徴証は見出し難い。

これらの諸点から判断するに、経平は茂平とうまくいっていなかったとは思われない。また、後の小早川氏の在り方からすれば、経平系は辺境に一人暮していたようにも受けとめられるかもしれないが、彼が得た東国所領は小早川氏の本貫地、もしくはそれに近いところだったのであるから、冷遇されていたと考える必要はないと思う。とすれば、経平に沼田庄ではなく東国所領を譲ったことを、むしろ積極的に評価することはできないだろうか。すなわち、憶測の域を出るものではないが、活躍の場を京都に移した茂平が、鎌倉との関係が断ち切れることを防ぐために打った布石と考えることはできないだろうか。経平の器量を見込んで、彼に東国所領のほとんどを譲り、鎌倉の動向を見届ける役割を課したと考えたいのである。

これまでの研究には,偏って残された史料を,そのまま小早川氏の動きの全体を示すものと無意識のうちに受け取り立論する傾向が,否み難く存在するように思われる。本稿で述べたことは,力量の不足から充分な実証となっていないところが多々あることは認めざるをえないが,このような傾向への批判となりえていれば,望外の幸せである。

注

- (1) 主要なものとして、今井林太郎氏「安芸国沼田庄に於ける市場禁制」(歴史教育11-9)、新田英治氏「安芸国小早川氏の惣領制について」(歴史研究153)、河合正治氏「小早川氏の発展と瀬戸内海」(魚澄氏編『瀬戸内海地域の社会史的研究』)、北爪真佐夫氏「南北朝・室町期の領主制の発展について」(歴史学研究246)、田端泰子氏「室町・戦国期の小早川氏の領主制」(史林49-5)、野島正美氏「椋梨川流域における小早川庶子家の動向」(芸備地方史研究65・6)、竹内理三氏「相模国早川荘(1)、(2)」(神奈川県史研究8、9)、越野孝氏「安芸国小早川氏の一族一揆について」(北大史学13)、石井進氏「小早川氏の流れ(1)、(2)」(『中世武士団』)、野島正美氏「小早川庶家の海上発展」(芸備地方史研究106・7)、野島正美氏「鎌倉・室町時代における波多見・倉橋島の形勢」(芸備地方史研究114)、『三原市史 第一巻、通史編一』、石黒洋子氏「安芸国沼田庄における開発と検注」(日本社会史研究19)、北爪真佐夫氏「庄園体制と小早川氏」(国学院雑誌80-11)、野島正美氏「小早川氏の商業政策」(地方史研究27-1)、岸田裕之氏「大崎上島と小早川氏一族」(内海文化研究紀要9)、高橋昌明氏「西国地頭と王朝貴族」(日本史研究231) などがある。
- (2) 高橋氏前掲論文, 1頁。
- (3) 今井氏前掲論文49頁,新田氏前掲論文23頁,河合氏前提論文113頁,石井氏前掲書244頁~,高橋氏前掲論 文2頁,『三原市史』245頁など。
- (4) 『大日本古文書 家わけ第11 小早川家文書』,小早川家文書115号。以後,小早川家文書は文書,小早川家証文は証文と略称し、本文中に記すことにする。
- (5) 鎌倉前半の将軍は、「家をついでも三位になるまでは、やはり上記(中)の袖判下文(まれに(イ)――奥上署判下

文,筆者注)を用い,三位になって政所開設の資格を得て,はじめて政所下文を用いた」(佐藤進一氏『古文書学入門』127頁)。とすれば,建永 2 年当時実朝が使用していた文書としては,承元 3 (1209) 年 4 月10日に従三位に叙せられる(『公卿補任』)以前のことであるから,袖判下文であったはずである。下知状に引かれている下文は,引用部分からみて政所下文ではないことは確かで,恐らく袖判下文と思われ,この面からみても下知状の記事に不自然なところはないといえる。

- (6) 高橋氏は前掲論文の22頁で、この譲状の真偽に疑いを挟んでおられる。確かに、この譲状の文言には鎌倉初期のものとしてはやや不自然なところがある。また、氏が「幕府もこの譲状を相手にしていない」と言われるのは、"惣"公文か否かという相論に関してのみのことで、その限りでは当っていると言えよう。しかし、氏自身指摘されているように、譲状を根拠として竹王丸の主張を却けている部分もあるし、幕府はこの譲状を偽文書としているわけではない。少なくとも、建永2年の幕府の下文が遠平の譲状を受けて出されたものであること、その譲状の内容は下文の内容と同一であったことは確かであると思う。
- (7) 譲状の発効については佐藤氏注(5)書, 259頁。
- (8) 『大日本古文書 家わけ第11 小早川家文書』,小早川家系図1。以下,「小早川家系図」と略称。
- (9) 例えば、石井進氏『日本の歴史7 鎌倉幕府』(中央公論社) 296~298頁。
- (II) この当時の連座については三浦周行氏「縁坐法論」(『法制史の研究』),『国史大辞典』の該当項目(石井良助氏執筆)参照。連座によって所領を没収された実例としては,「依為義経縁者(義父)」って所領を没収された河越重頼の例がある(『吾妻鏡』文治元年11月12日条)。ただ,ここに若干の問題がある。というのは,朝雅兄弟の事件後の処遇を見てみると,連座とは全く逆に,彼が所持していた伊勢・伊賀両国の守護職を獲得している例があるのである。『吾妻鏡』元久2(1208)年9月20日条によれば,朝雅長兄惟義の長子惟信は事件直後に上記2カ所の守護職に補任されている。さらに,考えてみれば,連座によって真っ先に罰せられるべきは北条氏自身だったと言えなくもない。とすれば,遠平が景平の縁座を恐れたという拙論が成り立たなくなる可能性も出てくることになる。しかし,河越氏の事例もあるし,連座という観念自体は明らかに存在していたのであるから,縁座が適用されるか否かは,事件との関わり方によっても異なるものとすることによって,本文中で述べた見解は維持し続けることにしたい。
- (11) 河合氏前掲論文114頁,田端氏前掲論文 4 頁,石井氏注(1)書224~5頁,など。
- (12) 『吾妻鏡』同日条。
- (13) 『吾妻鏡』建暦3年閏9月19日条。
- (14) 例えば,石井氏注(1)書244頁。
- (15) 石井氏注(1)書264~8頁, 高橋氏前掲論文第2章。
- (16) 茂平の都字・竹原庄地頭職獲得に関しては、仁治元(1240)閏10月11日「関東下知状写」(証文5)に記載がある。地頭側の主張と領家側の主張は大きく食い違っていて、真実を見定めるのは困難であるが、一応公文守家の「巡検使下向時、加判之状者、雖不知子細、依地頭之命加判畢、後承候者、守家出合戦之由事、極無実也」(9条)、および、領家代官康憲の「守家相交京方之由、可申之旨、被責勘之間、依申其旨、以之為奉公、令安堵庄内、所令賞翫也」(9条)という言葉に真実が含まれていると考えている。とすれば、茂平は公文等を語らって(あるいは、だまして)公文京方与同の罪を作りあげ、同庄の地頭職を獲得したということになる。なお、当庄地頭職は公文の罪によって設置されたものでありながら、公文の跡ではなく、これとは全く別な職として存在していた。これは、従来の地頭概念とはややずれる事実であるが、これについては論ずるだけの準備がないので割愛せざるをえない。
- (17) 小早川家系図には頼平に「候吉野」という注記がある。
- (18) 石井氏注(1)書307頁など。
- (19) 前章の論証で主たる史料として使った文永3年の関東下知状(文書115)は「椋梨家什書二」に入っている。 なお椋梨家とは季平系の惣領家である(例えば河合氏前掲論文参照)。
- (20) 茂平から子への譲与については、河合氏前掲論文117~8頁、『三原市史』230頁に総括的な既述がある。また、石井氏注(1)書259頁の図表も重要である。3者の間には基本的にはズレはない。
- (21) 『大日本古文書 家わけ第11 小早川家文書』,小早川家系図2。以下,「沼田系図」と略称。
- (22) 拙稿「中世の生口島」(内海文化研究紀要7)。
- (23) 家宣と貞茂との関係については不明である。あるいは養子かもしれないし、また祖父と孫かもしれない。

- (24) 文応元(1260)年9月19日「関東下知状」(鎌倉遺文8557)で、景光から妻へ成田庄飯泉郷内の田4町余りが譲られていること、および「小早川家系図」で景光が飯泉を名乗っていたことが知られること。
- (25) 注(15)に同じ。
- (26) 鎌倉遺文15734。
- (27) 注(15)に同じ。
- ② かなり後のものではあるが、応永21 (1414) 年 4 月11日「小早川常嘉譲状案写」(証文53) には、鎌倉米町 地一所が見えるだけである。そして、これに「不知行」という注記が付されていることからみれば、外に東 国所領があったとは思えない。
- ② 『吾妻鏡』に宝治 2 (1248) 年正月15日条を初見として以後散見される早河次郎太郎 (祐泰),同じく弘長 3 (1263) 年正月 8 日以降顔を出す早河六郎 (祐頼) は土肥氏ではなく,工藤氏の庶流である (太田亮氏『姓氏家系大辞典』)。
- ③ 例えば、河合氏前掲論文124~5頁、『三原市史』266頁、佐藤進一氏『増訂鎌倉幕府守護制度の研究』205頁。
- (31) 注(22)に同じ。
- (32) 高柳光寿氏「呼び名のこと」(日本歴史52),佐藤氏注(5)書130頁。
- (33) 高橋氏前掲論文12頁。
- (34) 「楽音寺文書」(『広島県史 古代中世資料編IV』) 29号。
- (35) 注(32)に同じ。
- (36) 河合氏前掲論文124頁、『三原市史』299頁参照。
- (37) 注(32)に同じ。
- (38) 例えば、「住信濃国赤川」という注記をもつ政忠には「数度合戦尽粉骨、賜源氏」という注記も付されている。しかし、小早川氏は平氏を称しており、それが源氏を賜わるなどということはやや考え難い。さらに、政忠から7代後の忠政は「時親公始芸州御下向之時西国エ下」とあるが、時親(毛利)は鎌倉末期から南北朝初期の人であって(『大日本古文書 家わけ第8 毛利家文書』15号)、政忠が忠茂玄孫とされていることからすれば、世代的に全く合致しない。

(昭和59年4月30日受理)

